

別紙標準様式（第 7 条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	令和 3 年度第 5 回枚方市廃棄物減量等推進審議会	
開 催 日 時	令和 4 年 3 月 10 日（木）	14 時 00 分から 15 時 30 分まで
開 催 場 所	枚方市市民会館 3 階 第 3 会議室	
出 席 者	橋本 征二 会長 中島 要 副会長 大下 和徹 委員 稲森 郁子 委員 富田 須美子 委員 中野 俊彦 委員 濱田 慶子 委員 松井 太 委員 茨木 壽子 委員 奥西 喜代美 委員 小野 克史 委員 高橋 裕太郎 委員 田 元浩 委員	
欠 席 者	笠谷 昇 副会長 石川 聡子 委員 田村 有香 委員 藤下 秀次 委員	
案 件 名	1. 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画における取り組みについて 2. 令和 4 年度一般廃棄物処理実施計画（案）について 3. 事業系ごみ処理手数料について 4. その他	
提出された資料等の 名 称	資料 1 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画における主な施策の令和 3 年度の取り組み及び実績 資料 2 令和 4 年度枚方市一般廃棄物処理実施計画（案） 資料 3 事業系ごみ処理手数料について	
決 定 事 項	・一般廃棄物（ごみ）処理基本計画における重点施策・事業につ いて令和 4 年 2 月末時点の実績を確認し、事務局より提案の あった今後の予定等について了承した。 ・令和 4 年度枚方市一般廃棄物処理実施計画（案）を確認し、一 部内容の修正を行った上で策定することについて了承した。 ・事業系ごみ処理手数料の見直しについて、令和 4 年 10 月頃に 意見具申を行う予定で、今後審議を進めていくことを確認し た。	
会議の公開、非公開の別 及び非公開の理由	公開	

会議録の公表、非公表 の別及び非公表の理由	公表
傍 聴 者 の 数	0 人
所 管 部 署 (事 務 局)	環境部 環境政策室（廃棄物施策担当）
審 議 内 容	
橋本会長： 皆さま、こんにちは。定刻になりましたので、ただいまから令和3年度第5回の廃棄物減量等推進審議会を開催させていただきたいと思います。 本日もご多用のところ、審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。 それでは、事務局から審議会委員の出席状況について、ご報告をお願いします。 事 務 局： 本審議会は 17 名の委員の皆さまで構成されており、ただいま、13 名の出席をいただいておりますので、審議会の成立要件であります過半数に達していることをご報告いたします。 橋本会長： ありがとうございます。 続きまして、本日の審議会の傍聴希望者の確認をさせていただきたいと思いますが、すけれども、傍聴希望者はおられますでしょうか。 事 務 局： 傍聴希望者はおられません。 橋本会長： わかりました。 それでは、議事に入ります前に、資料の確認をお願いします。 (事務局による資料の確認) 橋本会長： 皆さん、よろしいでしょうか。 それでは、本日の審議会開催にあたって、新型コロナウイルス感染症対策として、事務局からお願いがあるとのことですので、ご説明をお願いします。 事 務 局： 新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、本日の審議会開催にあたりましては、マスクのご着用をいただく関係から、マイクを使用させていただきます。マイクの受け渡しの際は、その都度、職員が消毒させていただきますので、ご了承くださいますよう、よろしくお願いします。 橋本会長： よろしくをお願いします。 案件に入ります前に、事務局から報告があるとのことですので、お願いします。 事 務 局： 本年度、第1回目の審議会からご審議いただきました一般廃棄物処理基本計画の見直しについて、ご報告いたします。 前回 10 月 27 日の審議会で頂きました答申を踏まえまして、ごみと生活排水の計画を一本化した一般廃棄物処理基本計画（案）を取りまとめ、12 月 2 日から 12 月 22 日にかけてパブリックコメントを実施しました。その結果、特に意見はござ	

いませんでしたので、今後、庁内において計画策定手続きを行ってまいります。

委員の皆さまにおかれましては長きにわたり、ご審議いただきまして誠にありがとうございました。また、計画策定後に皆さまへ計画資料を送付いたしますのでよろしくお願いいたします。

簡単ではございますが、一般廃棄物処理基本計画の見直しについての報告は以上です。

橋本会長： 皆さま、ありがとうございました。

それでは、議事に入らせていただきます。

案件 1. 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画における取り組みについて

橋本会長： まず、案件 1 「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画における取り組みについて」です。この案件については、内容が少し多いため、まずは、「基本方向 1 家庭系ごみの 4 R の推進」の資料の説明をしていただき、一旦質疑をお受けしたいと思います。

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局： それでは、事務局より説明させていただきます。

（資料 1 1 ～ 6 ページに基づき説明）

橋本会長： ここで、一旦切らせていただきます。

ここまでの説明に関して、何かご意見・ご質問があればお聞きしたいと思います。いかがでしょうか。

橋本会長： それでは、私のほうから質問いたします。

1 ページ目③の工場見学の見学について、東部清掃工場の取り組み実績に、施設見学に関する他市調査を実施とありますが、他市では見学についてどういった取り組みをされているかわかりますでしょうか。

事務局： 本市では現在、工場見学の見学者の約 9 割が小学生であり、年々、見学者数が減少傾向にありますので、見学者数の増加と幅広い年齢層の方にも見学に来ていただけるような方法も模索するために、見学者数の多い施設の特徴や取り組みを調査しました。

見学者数の多い施設では、多彩なイベントの開催や活発な周知、スポーツセンター等の施設が併設されているといった特徴がありました。今後、本市でも取り組めることは取り入れ、さらなる啓発を行っていきたいと考えています。

大下委員： 私も工場見学の取り組みについての質問になりますが、今回新たにカメラ付き移動可能ロボットや 360° バーチャルリアリティー体験といった取り組みを実施

されていますが、導入することとなった経緯等について教えてくださいませんか。

事務局：実績には実施数のみをお示ししていますが、実は、小学校9校約650人のキャンセルがあり、コロナ禍ということで、見学に参加できないところも多くある状況でした。そういった状況下でも少しでも見学の経験をしていただけるようにということで取り組みを実施したものです。

カメラ付き移動可能ロボット「temi」による遠隔施設見学につきましては、枚方市子ども夢基金の活用事業として、本市総合政策部の企画政策室が主体で(株)NTTドコモ関西支社と連携している事業に東部清掃工場がコラボさせていただいたものです。自分で職員の後をついて移動しながら工場見学をする temi が移す映像を、学校の教室にいる生徒さんがタブレットで見ることで、実際に工場見学をしているような体験をしていただいたものです。生徒さんは画面を通して見学の案内をしている職員と質問のやり取りができるものとなっています。

360°バーチャルリアリティー体験につきましては、以前から提供を受けていたものですが、ご説明したとおり見学に参加できない方が多くおられるということで、今回、ホームページに掲載させていただきました。

橋本会長：カメラ付き移動可能ロボットについてもおもしろい取り組みですし、360°バーチャルリアリティー体験は、工場見学に来られない方に対して、出張講義で活用することもできそうですので、今後も取り組みを進めていただければと思います。

橋本会長：4ページ⑪の再生資源集団回収の取り組みについて、FMひらかたを活用し制度をPRしたとありますが、これは定期的に放送枠を取っておられるのか、それともコマーシャルとして放送されたのでしょうか。

事務局：年間で、いくつか放送枠をいただいております、その一部を利用してPRを実施したものです。なお、FMひらかたは今年2月末に閉局となりましたので、今年度で最後の取り組みとなります。

橋本会長：わかりました。残念ですね。
その他、いかがでしょうか。

橋本会長：私からもう1点お伺いします。5ページ⑳のごみ分別アプリの取り組みについて、ダウンロード数の他にアクセス状況は、市のほうで把握できるのでしょうか。

事務局：今、手元に資料がありませんが、どのページがどれだけ閲覧されているかについても確認できるものとなっています。

橋本会長：ありがとうございます。そういったデータから、需要のある事項等を解析して、今後のアプリの改善に繋げていただければと思います。

大下委員：5ページ㉒のガス・スプレー缶等の回収の取り組みについて、ガス・スプレー缶の2月末時点の回収量が昨年度実績と比較してかなり少なくなっていますが、

3月の取り組みによって、昨年度並みの回収量となるのか、やはり今年度は昨年度よりも少ないのか、そのあたりはどういった状況でしょうか。

事務局：出張回収については、昨年度と比べて持ってこられる量が少なくなっていると感じます。また、今年度、出張回収を中止とした回もありますので、そういったことで回収量が減少していると思われます。

大下委員：わかりました。各家庭で溜まっている分が、今後一気に排出されるという可能性もあると思いますので、また結果がわかれば教えてください。

橋本会長：昨年度が、コロナ禍での大そうじ等で排出量が例年より多くなっていたということも考えられますので、過去の実績と比較してどうかというところも見ていただければと思います。

橋本会長： それでは、事務局から資料の続き 7 ページから説明をお願いします。

(資料 1 7～9 ページに基づき説明)

橋本会長： ありがとうございます。
それでは、7～9 ページについて、ご意見・ご質問はいかがでしょうか。

橋本会長： それでは、私のほうから質問いたします。
8 ページ目㊸の災害廃棄物の仮置場について、大変な取り組みではあるかと思いますが、想定される災害廃棄物の量に対する体制の構築状況はどうなっているのでしょうか。

事務局： 想定量につきましては、災害廃棄物処理計画において、想定される最大規模の災害時に発生する災害廃棄物の量を推計しておりますけれども、現状、都市公園を仮置場の候補地として検討を進めておりますが、正直なところ、仮置場の必要面積に足りない状況となっています。また、仮置場の選定におきましては、現在候補として考えている都市公園 59 ヲ所の現地確認を実施しましたが、59 ヲ所がすべて仮置場に使えるかということ、そうではなく、例えば、平地が公園内にどれくらいあるか、出入口は車両が通行できるか等、そういった必要な要件を情報整理票にまとめながら現在、仮置場の候補地の選定を進めているところです。

橋本会長： その他よろしいでしょうか。
他にないようですので、この案件については、以上とします。

案件 2. 令和 4 年度一般廃棄物処理実施計画（案）について

橋本会長： 次に、案件 2 「令和 4 年度一般廃棄物処理実施計画（案）について」です。
実施計画は、これまで審議していただきました基本計画と同じく廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく計画です。基本計画が長期的な方向性を定める計

画であるのに対しまして、実施計画は毎年、毎年、処理量の見込みや取り組みを定める計画となっています。。

今回、枚方市が作成した令和4年度の一般廃棄物処理実施計画（案）の内容についてご確認をお願いしたいと思いますので、事務局から説明をお願いします。

事務局： それでは、事務局より説明させていただきます。

（資料2に基づき説明）

橋本会長： ありがとうございました。

皆さまご議論いただきました基本計画案の内容を反映した、実施計画となっていることですので確認をよろしくをお願いします。いかがでしょうか。

橋本会長： 私から1点、7ページの基本方向4 環境に配慮したまちづくりの基本政策名「環境負荷の低減」の（1）について、施策内容の1段落目の部分取り組み内容の①・②の内容に対応しているかと思いますが、施策内容の2段落目「温室効果ガスの排出抑制のため、地球温暖化につながるプラスチックごみの焼却量の削減を図る」という内容に対応した取り組みが記載されていませんが、いかがでしょうか。

事務局： プラスチックごみの焼却量の削減につきましては、現在の分別収集体制の中では、ペットボトル・プラスチック製容器包装の分別排出の徹底を図ることによって取り組みを進めているところです。

橋本会長： わかりました。そういったプラスチックごみの焼却量の削減の取り組みを③として追加いただければと思います。

事務局： ③として記載するよう検討します。

稲森委員： 7ページの基本方向4 環境に配慮したまちづくりの基本政策名「まち美化・不法投棄対策の推進」の（1）について、取り組みに「ひらかたプラごみダイエット行動宣言の参加者を募集し」とありますが、どのようにして参加を募っているのですか。

事務局： ホームページや市の各施設でのポスター掲示によって周知・募集しています。参加方法は、施設に設置している宣言書に必要事項を記入し回収箱に投函いただくか、ホームページにある入力フォームに記入・送信することでオンライン参加することもできます。

稲森委員： 参加される方は、実際にはどんなことをされるのでしょうか。

事務局： プラスチックごみを減らし、ポイ捨てのないまちを目指し、一人ひとりが取り組もうと考える行動を選択し、宣言していただくものとなっています。行動の内容としましては、「レジ袋やプラ製スプーン・フォークをもらわない」や「ポイ捨てをしない」等というもので、宣言された方が実際にそういった行動をとって

いることを確認するものではなく、まずは市民一人ひとりにプラスチックごみ問題の解決・改善に向けた意識を持っていただくような取り組みとなっています。

稲森委員： ありがとうございます。

市民の皆さまがより積極的に、宣言に参加したくなるような工夫があればと思いますので、よろしくお願いいたします。

橋本会長： その他よろしいでしょうか。

他にないようですので、そうしましたら、私からの意見になりますが、7ページの基本方向4 環境に配慮したまちづくりの基本政策名「環境負荷の低減」の(1)の取り組みについて加筆いただくようお願いします。このあたりは、政府がカーボンニュートラルの宣言をされた後、議論が始まりまして、国としても、色々準備を進められているところであり、今からの議論ではあるんですけども、是非、先行して取り組んでいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

その修正をいただいた上で、計画策定の手続きを進めていただくようよろしくお願いいたします。

ここで生活排水関係の事務局職員は退室と伺っています。ありがとうございました。

(生活排水関係部局の職員退室)

案件3．事業系ごみ処理手数料について

橋本会長： それでは、続きまして案件3に進みます。

「事業系ごみ処理手数料について」ということで、今回から審議していくこととなる案件です。

まずは、今後のスケジュールも含めて、事務局からご説明をお願いします。

事務局： それでは、事務局より説明させていただきます。

(資料3に基づき説明)

橋本会長： ありがとうございました。

これから事業系ごみ処理手数料の議論を進めるにあたりまして、基本的な状況についてご説明をいただいたところかと思います。

それでは、ご意見・ご質問はいかがでしょうか。

中島副会長： 商工会議所の中島と申します。商工会議所は商工業の改善・発展を目的に商工業者によって組織される団体なんですけれども、まずご質問です。

平成 13 年に、この審議会の答申において、「市の処理原価をそのまま適用することが本来である」との提言があったとのことですが、これは、審議会委員の満場一致でそういったご意見になっていたのでしょうか。

事務局： 満場一致であったかは、当時のことでわかりませんが、審議会からの答申ということで、各委員の意見を踏まえた内容となっています。

中島副会長： ありがとうございます。

ごみ処理手数料の値上げを行うことで、ごみが削減される効果はもちろんあると思いますが、多くの事業者にとっては喜ばしいことではないと思います。これから、検討を進めていくところですが、新型コロナウイルスの影響で経営に打撃を受けた事業者もありますし、その際の借入金をこれから返していかなければならない事業者もいます。原料価格の高騰や社会状況も踏まえた上で、手数料の値上げを行うタイミングや金額についてご配慮いただき、委員の皆さまにもご審議いただきたいと考えています。

また、ごみ処理手数料の値上げを実施することとなりましたら、事業者支援についてもご検討いただき、産業部局とも連携して、何か支援策を講じていただければありがたいということを意見として述べさせていただきます。

橋本会長： ありがとうございます。この件は、ご意見を賜ったということでよろしいでしょうか。

その他、いかがでしょうか。

田 委 員： ひらかた環境事業協同組合の田と申します。

ただいまご質問のありました平成 13 年の審議会について、当時も私は委員としておりました。当時の答申については、審議会の結論として出していますので、満場一致であったかについては、あまり重要ではないのかなと思います。ただ、前回、平成 25 年のごみ処理手数料の値上げの経過をお話ししますと、排出事業者と私ども一般廃棄物収集運搬許可業者の業界は、値上げに抵抗しました。当初、市が 90 円/10kg に値上げを行うというところから始まって、最終的に経過措置を、年度を跨いで設けていただいたというところで、議論の成果があったと考えています。

今回も当時と同様の議論がなされる部分があると思いますけれども、まず、市のごみ処理原価について議論があると思います。ごみ処理原価というものは、ごみ処理に関わる施設の稼働等にかかる経費や人件費といった費用の部分が分子で、ごみ処理量が分母として計算されるものです。要するに、ごみを減らせば減らすほど、ごみ処理原価が高くなっていくものなんですね。そういった視点から、市のごみ処理原価が適正なものなのか考えていければと思います。また、市政で民間事業者が運営するごみ処理施設と、市が運営する施設の人件費も含めた

経費の差の妥当性といった視点からも、市のごみ処理原価について見ていければと思います。

また、事務局の説明の中では、事業者の排出者責任に焦点を当てて説明がされていましたが、法律には市町村の一般廃棄物の処理責任についても規定されていますので、本当に排出者に全ての責任があるのかについても議論があるかと思います。

中島副会長からも意見がありましたが、経済状況や社会状況、原油高や物価高といった影響で、現在、事業者の方は苦しい状況にあります。新型コロナウイルスの影響もあります。こういった状況下では、私ども一般廃棄物収集運搬許可業者から排出事業者へ、市のごみ処理手数料が上がったので料金を上げますと伝えても、すぐに了承してくれるお客さまは、1割もないと思います。また、私ども一般廃棄物収集運搬許可業者自身も原油高等の影響を受けており、現状の収集運搬料金を維持できず、その分を含めて値上げをしようにも、便乗値上げと誹りを受ける可能性もある立場にあります。

以上のように今後、議論が必要な点はありますが、ごみ処理手数料の値上げを行う理由について理解できる点としまして、現状の市のごみ処理手数料というのは、ごみ処理原価と比較してかなり安く設定されていると思います。

また、今後、京田辺市との共同処理が始まるということで、共同ごみ処理施設にごみを搬入した際に、現状のまま、京田辺市の業者は 150 円/10kg、枚方市の業者は 90 円/10kg と、異なる料金を支払うことはおかしいということは十分理解できます。

京田辺市とごみ処理手数料を合せる必要があることは理解できますが、例えば、間を取って両市とも、ごみ処理手数料を 120 円/10kg にする、というのはもちろん乱暴ですが、そういった検討も踏まえて、見直しの実施時期や経過措置というところでご配慮いただければと考えています。

私ども一般廃棄物収集運搬許可業者業界からの意見として述べさせていただきました。

橋本会長： ありがとうございます。中島副会長と同じ趣旨のご意見として賜りたいと思います。

これから、事業系ごみ処理手数料の見直しを行っていく上で、現在、そして、これからの社会・経済状況等も踏まえて検討していく必要があるということですね。

橋本会長： スケジュールについて、10 月の意見具申までに審議会は何回ぐらい実施する予定でしょうか。

事務局： 審議会の開催予定につきましては、2、3ヶ月に1回は開催させていただき、委員の皆さまの意見とまとめて意見具申とさせていただきたいと考えています。

橋本会長： ありがとうございます。

その他、よろしいでしょうか。

そうしましたら、次年度の審議会で引き続き審議をしていくということですのでよろしくお願いします。

案件４．その他

橋本会長： 最後の案件４「その他」について、事務局から何かありますでしょうか。

事務局： 次回の審議会につきましては、４月か５月に開催を予定しております。正式な開催通知は後日、委員の皆さまに連絡させていただきますので、お忙しい中恐縮ですが、引き続き、ご協力のほどよろしくお願いします。

なお、委員の皆さまにおかれましては、令和４年度も引き続きご審議いただくこととなりますが、それぞれの団体のご都合により、委員を交代される場合などがございましたら、恐れいりますが、事務局までお知らせいただきますよう宜しくお願いいたします

事務局からは以上です。

橋本会長： 委員の皆さまや事務局から特になければ、本日の審議会を終了させていただきたいと思います。

ありがとうございました。